



新年度を迎え、一步の会も令和5年度の事業に入りました。

街には、ピカピカのランドセルや少し大きめの制服を着た子供たちが、元気に登校する姿が目につきます。人によってはマスクをしたり、しなかったり……。まだ、完全にコロナの脅威が去ったわけではありませんが、少しずつ日常を取り戻していますね。

## <4月支援分の書類の送付について(再)>

今月も、書類の早期提出にご協力いただき、ありがとうございました。

先月もお知らせいたしましたが、4月支援分の書類提出がゴールデンウィーク中になります。

- ・普通郵便と、ゆうメールの配達は4月28日までは通常通りで、ゴールデンウィーク中は5月2日と6日です。6日では遅いので、2日に着くように投函してください。
  - ・レターパック、ゆうパック、書留郵便、速達は、毎日配達があります。
- その他、FAXや写メなどをご利用の上、3日までに届くようにご協力お願いいたします。(原本は多少遅れても良いので、先に、FAXや写メ等でお送りください)

また、書類の提出が遅くなる場合は、必ず事務局に電話やFAXでご連絡下さい。

## <一步の会期末調整金の支払いについて>

理事長からの手紙にもありましたが、ガイドの皆様にも期末調整金を3月30日に巣鴨信金の口座にお支払いいたしました。調整金の額は令和4年2月から令和5年2月の合計支援時間によって9段階になっています。記帳の上、入金をご確認ください。またこの金額は、支払い明細書の累計額に反映させていただきます。

令和4年度も、安心安全で心のこもったガイドをありがとうございました。

## <マスクについて>

3月13日より「マスクは個人の判断」となりました。一步の会でも基本的には個人の判断と致しますが、人混みや医療機関に同行する時は感染の恐れがゼロではありませんので、マスクの着用を推奨いたします。

## <自転車用ヘルメットについて>

2023年4月1日から道路交通法の改正により、自転車に乗車する時のヘルメット着用が「努力義務化」となりました。

人気のヘルメットの中には、すでに入荷待ちのものもあるそうです。学生ではスポーティーなタイプが人気なのに対し、社会人では、普段着に合うシンプルなものや、カジュアルなものが人気だといえます。

ヘルメットの未着用により、罰則や罰金が課されることはありませんが、ヘルメットを着用することで、大きな怪我を防ぐことができます。怪我につながらないように、安全運転も心掛けましょう。

## <障がい者用PASMO・Suicaについて>

3月18日より、障がい者用のPASMOやSuicaが使えるようになりました。

第1種身体障がい者または第1種知的障がい者とその介護者が利用できるICカードです。

障がい者用(本人)と介護者用を一組とし、PASMO取扱鉄道事業者(一部事業者を除く)及びJR東日本・みどりの窓口で(利用者さんが)購入するものです。



## ※ひとことメモ(ガイドのポイント)

季節が変わっていくと、服装も変わっていきますね。利用者さんの中には、周りの人がどんな服を着ているのか(色合い、上着の有無など)教えていただきたいという方がいらっしゃいます。自然の移り変わりだけでなく、周りの人の様子(「薄いコートの人が多くなりました」とか、「淡い色の服が多いです」とか、「花見客が多いようです」)なども景色の一部としてお話しください。

一步の会ホームページでも、ガイド通信が見られます。(過去のものをご覧になる時は「ippo」と入力してください。)2か月ごとの配送の方、お仕事されなかった月も、こちらでチェックして下さい。